官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業五五）　一
〔法規的告示〕
○合成メタン等調達費の額の承認に係る基準（経済産業一一〇）　六一
○エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（同一一一）　六三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六五
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、公立学校共済組合決算関係　一〇四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一〇九

省令

○経済産業省令第五十五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、並びにエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第七条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月十四日

経済産業大臣　武藤　容治